外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧の期間及び場所を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十五号

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧の期間及び場所を定める規則の一部を改正する規則

外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧の期間及び場所を定める規則（平成十一年秋田県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧の場所） 第四条　一般の閲覧に供する場所は、監査委員事務局監査第一課とする。	（閲覧の場所） 第四条　一般の閲覧に供する場所は、総務部総務課とする。

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。